

(設置)

第1条 子育て支援の推進や多世代交流の場を提供することにより、地域福祉の向上を図るため、あんなかスマイルパーク(以下「スマイルパーク」という。)を設置する。

2 スマイルパークの管理に関しては、この条例に定めるもののほか、安中市公園条例(平成18年安中市条例第186号)に定めるところによる。

(名称及び位置)

第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 あんなかスマイルパーク

位置 安中市原市1990番地1

(公園施設)

第3条 スマイルパークに設ける公園施設(都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第2項各号に掲げる施設をいう。以下「公園施設」という。)は、次のとおりとする。

- (1) スマイル棟
 - (2) イベント広場
 - (3) インクルーシブ広場
 - (4) ケルナー広場
 - (5) 芝生広場、園路、駐車場、畑等
 - (6) 門、柵、管理事務所その他の管理施設
- (令6条例40・一部改正)

(休館日及び開館時間)

第4条 スマイルパークの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 毎週火曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日の翌日(その日が土曜日、日曜日又は火曜日に当たるときは、その日後の最初の平日)
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 スマイルパークの開館時間は、次の各号に掲げる施設に応じて当該各号に定めるところとする。ただし、第3号のうち第8条第1項に規定する有料施設については同項の規定による利用の許可の状況に応じてその利用時間が終了する時刻まで延長し、その場合の第2号の開館時間は当該延長した時刻の15分後まで延長するものとする。

- (1) ケルナー広場
ア 4月から9月までの間は、午前9時から午後5時まで
イ 10月から3月までの間は、午前9時から午後4時まで

- (2) 駐車場 午前8時30分から午後5時30分まで
- (3) 前2号以外の施設 午前9時から午後5時まで

3 第7条第1項の規定によりスマイルパークの管理を行う指定管理者は、特に必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、あらかじめ市長の承認を得て、休館日以外に臨時に休館し、又は開館時間を変更することができる。

(事業)

第5条 スマイルパークは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 子育て支援に関する事業
- (2) 多世代交流に関する事業
- (3) 地域福祉に関する事業
- (4) 前各号に掲げるもののほか、施設の目的を達成するために市長が必要と認める事業

(職員)

第6条 市長は、スマイルパークに必要な職員を置くことができる。

(指定管理者による管理)

第7条 市長は、スマイルパークの管理上必要と認めるときは、安中市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成18年安中市条例第64号)により市が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にスマイルパークの管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者にスマイルパークの管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げるとおりとする。この場合において、指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところにより、スマイルパークの管理を行わなければならない。

- (1) 第5条の事業の実施に関する業務
- (2) スマイルパークの利用許可、取消しその他のスマイルパークの運営に関する業務
- (3) スマイルパークの施設及び設備の維持管理に関する業務

(4) その他スマイルパークの管理上市長が必要と認める業務

- 3 第1項の規定により指定管理者にスマイルパークの管理を行わせる場合にあっては、次条、第10条第2項及び第12条から第14条までの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

(有料施設の利用の許可等)

第8条 有料施設(第3条第1号(別表)に掲げる施設に限る。)及び第2号に規定する施設をいう。以下同じ。)を占有しようとする者は、申請により市長の許可を受けなければならない。この場合において、許可を受けた事項を変更しようとする者も同様とする。

- 2 市長は、前項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可をしないことができる。
- (1) その利用が公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
 - (2) 他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認める物品を携帯するとき。
 - (3) 動物(身体障害者補助犬(身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)第2条に規定する身体障害者補助犬をいう。))を除く。)を携帯するとき。
 - (4) 建物又は附属設備等を損壊するおそれがあると認められるとき。
 - (5) 感染症又は感染性疾患にり患していると認められるとき。
 - (6) 保護者の付添いのない幼児又は介添えを必要とする高齢者等で、介添人のない者の利用であるとき。
 - (7) その利用が青少年の健全育成を阻害するおそれがあると認められるとき。
 - (8) その他市長が不適当と認めるとき。

3 市長は、第1項の許可をする場合において必要があると認めるときは、スマイルパークの管理上必要な条件を付すことができる。

4 市長は、第1項の許可を受けた者(以下「有料施設利用者」という。)の申請に虚偽があったときは、当該許可を取り消し、又は利用の停止を命ずることができる。

(令6条例40・一部改正)

(有料施設の目的外使用等の禁止)

第9条 有料施設利用者は、当該許可を受けた目的以外に有料施設を利用し、又は利用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用料)

第10条 有料施設利用者は、別表に定めるところにより、その利用に係る料金(以下「使用料」という。)を納付しなければならない。

2 第1項の使用料は、前納とする。ただし、市長が認めたときは、この限りでない。

3 市長は、第7条第1項の規定により指定管理者にスマイルパークの管理を行わせる場合にあっては、その利用に係る料金を指定管理者の収入として収受させることができる。この場合において、前2項、次条及び第12条において「使用料」とあるのは、「利用料金」と読み替えるものとする。

(使用料の減免)

第11条 前条の規定にかかわらず、市長は、規則で定めるところにより使用料を減額し、又は免除することができる。

2 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けた基準により、前項の規定による減免をすることができる。

(使用料の還付)

第12条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 有料施設利用者の責任によらない理由により利用ができなくなったとき。
- (2) 有料施設利用者が利用前に利用申請の取下げ又は利用申請書の記載事項の変更の申出をし、当該申出に相当の理由があると市長が認めたとき。
- (3) 第13条第1項第2号の規定により市長が利用停止を命じ、又は利用許可を取り消したとき。

(利用停止)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、公園施設を利用する者に対して利用の停止を命ずることができる。

- (1) 公園施設を利用する者が第8条第2項各号の規定に該当するとき、又はこの条例に基づく指示に従わないとき。
 - (2) 管理上、公益上その他の理由により市長が必要と認めたとき。
- 2 前項の規定により利用の停止を命じられた者は、速やかにその指示に従わなければならない。この場合において、市長は、当該指示に従わない者に対しスマイルパークからの退去を命ずることができる。
- 3 前2項の規定による指示又は命令により公園施設を利用する者に損害が生じても、市は、その賠償の責めを負わない。

(原状回復の義務)

第14条 公園施設を利用する者は、その利用を終了したとき(第8条第4項の規定による有料施設利用者に対する許可の取消し又は利用の停止があったときを含む。)は、利用した施設を原状に回復し、清掃して返還しなければならない。

ならない。

2 前項の義務が履行されないときは、市長がこれを執行し、その費用を当該公園施設を利用する者から徴収することができる。

(損害賠償の義務)

第15条 公園施設を利用する者は、スマイルパークの施設、附属設備、遊具等を破損し、又は滅失したときは、現物又はこれに相当する金額を賠償しなければならない。ただし、当該破損又は滅失についてやむを得ない理由があると市長が認めたときは、この限りでない。

(市長による管理)

第16条 市長は、安中市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の規定により指定管理者の指定を取り消し、期間を定めて第7条第2項各号に掲げる業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は指定管理者が業務の全部若しくは一部を行うことが困難であると認めたときは、当該業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第7条に規定する指定管理者の指定に関する業務及び第8条に規定する許可に関する業務は、この条例の施行の日前においても、行うことができる。

附 則(令和6年12月13日条例第40号)

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料(第7条第1項の規定により指定管理者にスマイルパークの管理を行わせる場合の利用料金を含む。)から適用する。

別表(第8条、第10条関係)

(令6条例40・全改)

施設名		利用時間の区分			
		午前	午後1	午後2	夜間
スマイル棟	エントランスホール	円 500	円 500	円 500	円 750
	研修室	円 500	円 500	円 500	円 750
	多目的室	円 500	円 500	円 500	円 750
	みんなのキッチン	円 500	円 500	円 500	円 750
	屋外活動スペース	円 500	円 500	円 500	円 750
イベント広場		利用面積1㎡当たり1日10円			

備考

- 利用時間については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間とする。ただし、イベント広場については、1日単位で利用するものとする。
 - 午前 午前9時から正午まで
 - 午後1 正午から午後3時まで
 - 午後2 午後3時から午後6時まで
 - 夜間 午後6時から午後9時まで
- 前項の区分をまたいで利用する場合は、それぞれの区分の金額を合計した額とする。
- 利用時間には、準備及び利用した施設を原状に回復するために要する時間を含むものとする。
- 入場料、会場整理費その他の名称のいかんにかかわらず不特定多数の利用者が施設に入場することに対して支払う対価を徴収する場合の金額は、この表に定める金額の10倍に相当する金額とする。
- 商品展示、予約、販売等、営業宣伝その他これに類する目的及び教室等(会費等を支払った者に参加者が限定されるものに限る。特定の講師に対して継続して謝金を支払って実施する講座等の活動を主目的とする団体活動を含む。)の目的で有料施設を利用する場合(前項に該当する場合を除く。)の金額は、この表に定める金額に次の表の左欄に掲げる会費等(会費等に段階があるときは、その最高額とする。以下同じ。)の額に応じ、同表の中欄に掲げる市内又は右欄に掲げる市外に定める倍率を乗じて得た金額とする。

会費等	市内	市外
0円～500円	1.5倍	2倍

501円～3,000円	2倍	3倍
3,001円～	3倍	4倍

備考

- 1 会費等について、月謝等として複数回分の会費等がまとめて支払われる場合には、参加1回当たりの金額に換算するものとする。
- 2 市内とは、本市に居住し、本市の住民基本台帳に登録されている者又は本市に事務所を有する法人等が利用する場合をいう。
- 3 市外とは、前項に該当しない者が利用する場合をいう。
- 6 前2項のいずれかに該当する場合のイベント広場の金額は、前2項によらず利用面積1m²当たり1日300円とする。
- 7 スマイル棟の施設について、利用時間の区分で定められていない時間に利用した場合の使用料は、午前9時以前の利用にあつては午前の区分の金額の、午後9時以降の利用にあつては夜間の区分の金額のそれぞれ1.3倍に相当する金額(備考4又は備考5に該当するときは、これらも適用した後の額とする。)とし、1時間以内の利用ごとに1時間当たりの金額を算定するものとする。この場合において、算定された金額に10円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。